相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県糸魚川市横町二丁目二一二番地一、最後の住所新潟県糸魚川市横町一丁目四番八号　被相続人　亡　小堀　壽英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

事務所新潟県糸魚川市大町一丁目七番一一号　相続財産管理人　弁護士　小出　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北安曇郡小谷村大字中小谷丙五六八七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中川　一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

事務所長野県安曇野市豊科南穂高一二二八番地二斉藤ビル二〇一安曇野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮澤　幸平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市田尻字町二二二番地三、最後の住所静岡市葵区牛妻九四七番地の一〇三　被相続人　亡　小野寺礼賢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

静岡県静岡市葵区安西五丁目一一〇番地の一の三　相続財産管理人　司法書士　海老名康夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区安東一丁目三二二番地、最後の住所静岡県静岡市葵区幸町七番地の一四　被相続人　亡　臼井　眞理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

静岡県静岡市葵区伝馬町二一番地の一一　司法書士小林久晃事務所　相続財産管理人　小林　久晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市保土沢五〇〇番地、最後の住所静岡県御殿場市保土沢四九八番地の五　被相続人　亡　勝又　邦博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

静岡県御殿場市萩原六〇五―四　コーポわらべ道一―B　牧野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　牧野　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県菊川市加茂二五一八番地一、最後の住所静岡県菊川市本所三六四番地　被相続人　亡　宮城　一巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

静岡県浜松市中富塚町二一三二番地の四五　相続財産管理人　弁護士　石塚　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市亀の甲一丁目一九番、最後の住所静岡県掛川市城西一丁目一一番二七号　被相続人　亡　早川　英範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

事務所浜松市中区栄町二番地　相続財産管理人　弁護士　石塚　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市大岡三一二番地、最後の住所静岡県沼津市大岡三一二番地の一　被相続人　亡　中山　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

静岡県沼津市市場町一二番七号　のぞみ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　後藤真希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊川市御津町西方狐塚五番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田口志づ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

愛知県豊川市中央通四丁目一九番地中央通り法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石田　啓二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県瑞浪市釜戸町二六二六番地の一、最後の住所名古屋市守山区長栄二四番二七号　被相続人　亡　鈴木　睦治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル九〇一号　外堀通り法律事務所　相続財産管理人　弁護士　二宮　広治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区赤川三丁目五三五番地、最後の住所大阪市旭区赤川三丁目八番七号　被相続人　亡　水野　芳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月六日

大阪市北区西天満四―一一―二二阪神神明ビル二〇三　相続財産管理人　弁護士　藤原　誠

第68期決算公告

平成27年12月11日
名古屋市中区栄一丁目7番23号
木曽興業株式会社
代表取締役　正木　利和

貸借対照表の要旨（平成27年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,184,327
	固定資産	1,729,006
	合計	8,913,333
負債及び純資産の部	流動負債	5,247,984
	固定負債	976,160
	株主資本	2,689,189
	資本金	96,000
	利益剰余金	2,593,189
	利益準備金	24,000
	その他利益剰余金	2,569,189
	（うち当期純利益）	（186,689）
	合計	8,913,333

第17期決算公告

平成28年1月6日
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館
株式会社コミュニティネット
代表取締役　髙橋　英與

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,443,917
	固定資産	3,127,104
	繰延資産	301,561
	資産合計	5,872,582
負債及び純資産の部	流動負債	888,711
	固定負債	4,872,395
	株主資本	111,475
	資本金	50,000
	利益剰余金	61,475
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	61,395
	（うち当期純利益）	（2,007）
	負債・純資産合計	5,872,582

第37期決算公告

平成28年1月6日
札幌市中央区南4条西10丁目1005番地1
株式会社道都機動警備
代表取締役　伊林　好

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	60,949
	固定資産	4,987
	合計	65,936
負債及び純資産の部	流動負債	41,117
	固定負債	12,738
	株主資本	12,081
	資本金	16,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	△3,919
	その他利益剰余金	△3,919
	（うち当期純利益）	（745）
	合計	65,936